

第四十回国会
衆議院

石炭対策特別委員會議録 第四号

(五八)

昭和三十一年一月三十一日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 有田 喜一君

理事岡田 利春君 理事多賀谷貞君

上村千一郎君 倉成 正君

蔵内 修治君 小泉 純也君

薩摩 雄次君 澁谷 直藏君

中村 幸八君 田中 武夫君

滝井 義高君 渡辺 惣蔵君

伊藤卯四郎君

委員外の出席者

通商産業技官

(大臣官房審議官)

久良知章君

労働事務官

(職業安定局長)

三治 重信君

労働事務官

(職業安定局副局長)

北川 俊夫君

労働事務官

(職業訓練局長)

村上 茂利君

労働事務官

(職業訓練局副局長)

中田 定士君

労働事務官

(職業訓練局副局長)

中田 定士君

労働事務官

(職業訓練局副局長)

中田 定士君

労働事務官

(職業訓練局副局長)

中田 定士君

労働事務官

(職業訓練局副局長)

中田 定士君

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案につき、社会労働委員会から本委員会と連合審査を開きたい旨の申し出がありましたので、これを受諾し、連合審査を開くことにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○有田委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

なお、連合審査開会の日時等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○有田委員長 さよう決しました。

○多賀谷委員 ちょっと資料の提出をお願いいたします。炭鉱離職者の趨勢についてのいろいろな資料をお願いしたい。まず第一は、炭鉱離職者の離職数、これは減少数でもけっこうです。ことに炭鉱離職者臨時措置法の適用になった昭和二十九年から、その動向をお知らせ願いたい。その次に、その離職者の広域職業紹介の実施状況、並びに県内職業紹介の実施状況、これを地域別に一つ出していただきたい。さらにまた再就職者の労働条件、これもできるだけ出していただきたいと思ひます。次に炭鉱離職者の職業訓練実施状況、これは炭鉱離職者援護会ができてから、昭和三十一年の十二月以降でけっこうであります。これは入所者、中退者、終了者、終了者のうちの就職状況、これは年令別、地域別にお願ひいたします。さらに、できれば再就職の場合の労働条件もお願ひいたします。さらにまた訓練職種別、さらに中退の理由、次に県外訓練所の入所状況、さらに職業紹介あるいは訓練以外、すなわち緊急就業事業の吸収計画並びに実施状況、さらに公共事業における失業者吸収状況、それから一般失業者における吸収状況、さらに今後の問題として、昭和三十六年度の第四、四半期並びに昭和三十一年度の炭鉱離職者の発生見込み並びに移動見込み、並びに計画、これを一す急資料を出していただきたいと思ひます。

○三治説明員 ただいまの資料、大体できると思ひますが、ただ職業訓練の方は大へん詳しいのですが、その中退の理由別とか訓練所への県別のものは、あるいはすぐには出ないかも知れません。それ以外のは大体出ると思ひます。至急資料として整えて提出したいと思ひます。

○有田委員長 それでは、内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 きょうは大臣が出席できませんので、本法案に対する質問の予備的な質問、こういう軽い意味で若干質問いたしたいと思ひます。

今、多賀谷委員から資料の提出の要求がありました通り、炭鉱離職者の実態、あるいはまたその動態というものは、なかなかつかみ得ないわけですね。従つて本法案を審議する場合に、その実態をやはり把握しないと、なかなか核心に触れた質問というものは非常に困難であらうかと考へるわけですね。これからの審議の方法の関連もありますので、今局長が答弁いたしましたこの資料の提出は、いつごろまでにできるのか、まず、この提出の時期を一つお聞かせ願ひたい。

○三治説明員 あす十時ごろまでに提出いたします。

○岡田(利)委員 炭鉱離職者の臨時措置法が三十四年十二月にできておるわけですが、特にこの中で、今回改正点として出した以外の前提の問題点として、いわゆる移住資金の支給をめぐつて、県外移住の問題と県内移住の問題が、ずいぶん長い間論議されてきたわけですね。しかし私の調べによりますと、いわゆる事業団の業務方法書等を見ますと、県外移住並びに県内移住についての移住資金の支給については、どうも業務方法書の面と実際に運用されておる面が違ふのではないかと、こういう感じが実はいたすわけですね。従つて、実際問題として今移住資金の取り扱つていう業務の実態というものは、どういう方法でやられておるのか。この際その業務方法書等をめぐつて、それと対比しながら、現在行なつてい

方法について一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○北川説明員 移住資金につきましては、現在月平均千三百円程度移住資金を支給しております。単価といつては、大体七万一千円程度になっております。今御指摘のように、移住資金の支給要件といたしましては、法律にございますように、炭鉱離職者または炭鉱労働者が多数居住している地域から、その指定地域外に移住すること

を要件としております。その地域につきましては、御承知のように、業務方法書で指定をしております。大体炭鉱のある地域につきましてはほとんど指定いたしております。炭鉱労働者の全体の大体二割から五割程度が、地域外に居住しております。従ひまして居住地域の点からいいますと、ほとんどが移住資金の支給は受けられる、そういう要件になつております。ただ御承知のように、現在の移住資金につきましては要件がございまして、炭鉱離職者臨時措置法の二十三条の二項で、その退職がその者の責めに帰すべき重大なる事由でないこと、あるいは自己退職でないこと、それから離職が三十年九月一日以降であること、あるいは二十九

年九月一日以降一年以上引き続いて炭鉱労働者として働いておつた経験を有すること、それからこの法律の施行の際、昭和三十一年十二月現在において指定地域に住んでおること、あるいは法律施行後新たに安定した職業についたことがない、こういう要件を指定いたしております。なお、これらの要件

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○有田委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案につき、社会労働委員会から本委員会と連合審査を開きたい旨の申し出がありましたので、これを受諾し、連合審査を開くことにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○有田委員長 御異議なしと認め、さように決定いたしました。

なお、連合審査開会の日時等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○有田委員長 さよう決しました。

○多賀谷委員 ちょっと資料の提出をお願いいたします。炭鉱離職者の趨勢についてのいろいろな資料をお願いしたい。まず第一は、炭鉱離職者の離職数、これは減少数でもけっこうです。ことに炭鉱離職者臨時措置法の適用になった昭和二十九年から、その動向をお知らせ願いたい。その次に、その離職者の広域職業紹介の実施状況、並びに県内職業紹介の実施状況、これを地域別に一つ出していただきたい。さらにまた再就職者の労働条件、これもできるだけ出していただきたいと思ひます。次に炭鉱離職者の職業訓練実施状況、これは炭鉱離職者援護会ができてから、昭和三十一年の十二月以降でけっこうであります。これは入所者、中退者、終了者、終了者のうちの就職状況、これは年令別、地域別にお願ひいたします。さらに、できれば再就職の場合の労働条件もお願ひいたします。さらにまた訓練職種別、さらに中退の理由、次に県外訓練所の入所状況、さらに職業紹介あるいは訓練以外、すなわち緊急就業事業の吸収計画並びに実施状況、さらに公共事業における失業者吸収状況、それから一般失業者における吸収状況、さらに今後の問題として、昭和三十六年度の第四、四半期並びに昭和三十一年度の炭鉱離職者の発生見込み並びに移動見込み、並びに計画、これを一す急資料を出していただきたいと思ひます。

○三治説明員 ただいまの資料、大体できると思ひますが、ただ職業訓練の方は大へん詳しいのですが、その中退の理由別とか訓練所への県別のものは、あるいはすぐには出ないかも知れません。それ以外のは大体出ると思ひます。至急資料として整えて提出したいと思ひます。

○有田委員長 それでは、内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題として、質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 きょうは大臣が出席できませんので、本法案に対する質問の予備的な質問、こういう軽い意味で若干質問いたしたいと思ひます。

今、多賀谷委員から資料の提出の要求がありました通り、炭鉱離職者の実態、あるいはまたその動態というものは、なかなかつかみ得ないわけですね。従つて本法案を審議する場合に、その実態をやはり把握しないと、なかなか核心に触れた質問というものは非常に困難であらうかと考へるわけですね。これからの審議の方法の関連もありますので、今局長が答弁いたしましたこの資料の提出は、いつごろまでにできるのか、まず、この提出の時期を一つお聞かせ願ひたい。

○三治説明員 あす十時ごろまでに提出いたします。

○岡田(利)委員 炭鉱離職者の臨時措置法が三十四年十二月にできておるわけですが、特にこの中で、今回改正点として出した以外の前提の問題点として、いわゆる移住資金の支給をめぐつて、県外移住の問題と県内移住の問題が、ずいぶん長い間論議されてきたわけですね。しかし私の調べによりますと、いわゆる事業団の業務方法書等を見ますと、県外移住並びに県内移住についての移住資金の支給については、どうも業務方法書の面と実際に運用されておる面が違ふのではないかと、こういう感じが実はいたすわけですね。従つて、実際問題として今移住資金の取り扱つていう業務の実態というものは、どういう方法でやられておるのか。この際その業務方法書等をめぐつて、それと対比しながら、現在行なつてい

方法について一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○北川説明員 移住資金につきましては、現在月平均千三百円程度移住資金を支給しております。単価といつては、大体七万一千円程度になっております。今御指摘のように、移住資金の支給要件といたしましては、法律にございますように、炭鉱離職者または炭鉱労働者が多数居住している地域から、その指定地域外に移住すること

を要件としております。その地域につきましては、御承知のように、業務方法書で指定をしております。大体炭鉱のある地域につきましてはほとんど指定いたしております。炭鉱労働者の全体の大体二割から五割程度が、地域外に居住しております。従ひまして居住地域の点からいいますと、ほとんどが移住資金の支給は受けられる、そういう要件になつております。ただ御承知のように、現在の移住資金につきましては要件がございまして、炭鉱離職者臨時措置法の二十三条の二項で、その退職がその者の責めに帰すべき重大なる事由でないこと、あるいは自己退職でないこと、それから離職が三十年九月一日以降であること、あるいは二十九

年九月一日以降一年以上引き続いて炭鉱労働者として働いておつた経験を有すること、それからこの法律の施行の際、昭和三十一年十二月現在において指定地域に住んでおること、あるいは法律施行後新たに安定した職業についたことがない、こういう要件を指定いたしております。なお、これらの要件

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

につきましては民生委員の証明、あるいは当該市町村長、そういうものの証明を添付いたしまして、それで申請をいたしておりますが、運用の面は、こういうことを申しはねてございませうけれども、炭鉱労働者の方々になるべく移住資金が流るるうちに弾力的な解釈でやっております、こういうふうなわれは考えております。

○岡田(利)委員 今説明された点で問題なのは、業務方法書を検討して参りますと、大体炭鉱の所在している市町村単位になっておるわけです。決してこれは県単位になっていないわけです。ですからAという、炭鉱のある、多数炭鉱労働者の居住している地域から隣の町村、全然炭鉱もないそこに移住した場合、業務方法書等から見ると、今、二十三条の資格要件があれば、当然移住資金を支給する対象になると私は思う、そういう点については、現在の取り扱っているのは、そういう場合には支給されていないというのが実態ではないでしようか。いわゆる県外移住、県内移住という問題があつて、県外の場合には一応資格要件に達する、しかしながら、自県内の場合には、同一県内の場合には、一応業務方法書等から見れば適用されるということになつておるけれども、実際問題としては、自県内の場合にはほとんど適用されてないというのが実態ではないでしようか。

○北川説明員 今の御指摘、実際にどうなつておるかという点で、いろいろ先生方の方にも御質問があるかと思うのですが、われわれの解釈では、支給要件に該当してゐる、すなわち、指定地域の市町村に住んでおつて、そこ

から外へ出るという要件さえ備へれば、しかもこれは移住資金でございませうから、住居を変える、そういうことでもございませうれば、当然に支給してゐる、こう考えております。

○岡田(利)委員 これは、過般来、いろいろ陳情団とか、そういう中でも議論が行なわれたり、あるいはまた、直接そういう面でも陳情も行なわれておるのが実態なわけでありませう。そこで、やはり一番問題なのは、自県内の場合に、この点が適用されてない。県外に移住する場合については、資格要件があれば支給されておるわけです。ところが一方業務方法書を見ると、あなたが言われるように、Aという多数の炭鉱労働者の居住する町から隣の町に行く場合でも、資格要件があれば、当然その対象になるという工合に私は理解をしてゐるわけです。ですから、この点、実態がどうなつておるかというところは非常に大事な問題で、そういう点についてもあわせてあとから、実態がどうなつておるかという見解を示してもらへば非常に幸いではないか、私はこのように考えるわけです。特に県内の場合には、福岡県、佐賀県あるいは長崎県、あるいはまた北海道は一つの県でありますから、特に北海道のような場合には、北海道からよそに出なければ対象にならぬ、こういうことになりませうと、東北六県プラス新潟県の地域を有する北海道の場合、非常に問題になつてくるわけです。予算も実はあるわけでありまして、そういう面から、業務方法書等で一応そうなつておるけれども、実際の場合には、予算運用の面で相当縛られておるので、はなから、こういう気がするわけな

のです。そういう点、予算上との関連は、実績はどうなつておるでしようか。

○北川説明員 予算上は、昨秋までは非常に予算のワケが少のうございまして、御指摘のように、移住資金の要件に該当するものに支給しないというところはございせんが、支給が順次ずれるというところはございまして、しかし、昨年の十一月に石炭関係の閣僚会議が設置されて、そこで緊急対策の一環といたしまして、移住資金の支給のワケを大幅に拡充いたしました。たしか一萬三千人を一萬六千人にふやしたはさうございませう。それによりまして、予算のワケでそういう支給要件をゆがめて解釈する、あるいは支給を制限する、そういうようなことは一切なくなつておる、こう考えております。

それから、もう一度繰り返して明確にしておきますことは、その県から外へ出なければ移住資金を支給しないというところは絶対にございせん。北海道でございまして、指定地域から、たとえば札幌へお移りになる、そういうものには支給しておる実績もございませう、あとで、件数その他内容は、何でもございまして、資料で提出いたしてもけっこうでございます。

○岡田(利)委員 これはあとで資料を追加して出してもらうことにしまして、先ほど説明がありまして、去年の昨年度の実績は千三百人、平均七万一千円という実績であつたということになりませうと、予算上大体満配なわけですね。今年度の予算を見ますと、支給人員は一萬七千人で四千人増加をして、平均の単価は大体六万九千円ですと、ことしの一年間の実績から二千円下回つた六万九千円を一応予定している

わけですね。そうすると、去年の場合には満配なわけですね。一萬三千人の予算しかないわけですね。実績がそれ出ているということですから……。それも年度は終わつていない。三月末で年度が終るわけですね。そうすると、どうしても消化し切れぬという点がある、あなたの今の説明から見ても、大体想定がつくのではないかと、思いますが、この予算を立案するにあつて、一萬七千人というのはいさうな根拠に基づいて出されたものか、その点をお伺いしたい。

○北川説明員 この算出の根拠は、雇用奨励金を支給するという制度の新設に伴ひまして、雇用が大体二割以上伸びるものであろう、移住資金の支給を受けるものが二割以上多く出てくるであろう、そういうことで約二割増という計算をいたしております。単価の点につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、現在七万一千円でございますが、これは今の移住資金の支給状況を見ておきますと、北海道からの移住が最近非常にふえておる、こういうような実情でございませう。ただ、この冬に入りまして北海道の移住がやや減つて参りまして、単価も今までの七万一千円からやはり六万九千円程度に落ちるのではないかと、そういう関係で、来年度の積算は六万九千円で十分である、なお移住資金のワケにつきましましては、そういうわけで一萬七千人に限定はしておりますけれども、われわれと大蔵省の了解事項といたしましては、移住資金は義務的なものである、法律に基づいて支給するものであるから、来年度において雇用が非常に伸びて移住者が非常に多くなる、そういう

事態が出てくれば、これについては適当な財政的な裏づけをする、こういう了解をいたしております。

○岡田(利)委員 次に、今の移住資金と関連して、雇用奨励金の問題についても、一応今年は一萬五千人の予算を計上してありますけれども、もし六千人、七千人あるは一万人とふえた場合には、同様に義務費として受け入れる考えがあるのかどうか、この点について見解を承りたい。

○北川説明員 雇用奨励金につきましても、労働省、大蔵省の考え方としては、移住資金に準ずる性格のものとして、実績に応じて財源の裏づけをするように努力いたしております。

○岡田(利)委員 雇用奨励金のいわゆる具体的な支給基準といひますか、これはいづれ省令あるいはまた業務方法書等に具体的に定められると思うのですが、当初労働省の大蔵省に対する予算の要求としては、大体最低二万円から最高四万円まで、四分の一の雇用奨励金を当該事業主に出す、こういう原案であつたと思つてゐる。しかも四万円以上については、その場合には四万円の四分の一すなわち一万円は頭打ちとして支給する、こういう構想であつたように私は記憶しておるわけですね。今度の予算の決定された内容を見ますと、三万円すなわち七千五百円で頭打ちになつて、当初の要求よりも一歩後退いたしておるわけですね。しかしこの七千五百円というのは、たとえば三万五千円あるいは四万円、三万円以上に対しては七千五百円を支給する、という意味なのか、三万円までということ、七千五百円も三万円も頭打ちになつておるのか、この点と、それ

から基準として考えられる重要な事項について、もし考え方がまとまっておれば御説明願いたいと思います。

○三治説明員 雇用奨励金の支給の要件について御説明申し上げますが、男子につきましては二万円以上の方に、それで雇った事業主に対して支払う、その二万円については五千元、それ以上の場合は、その増加した金額の大体四分の一、その最高限度は今おっしゃったように七千五百円で、三万円でございます。三万円以上支給されるものについても、その支払われる賃金は三万円以上でも、国から奨励金を出すのは七千五百円を限度とする、こういう規定でございます。こういうような内容につきまして、いすれ業務方法書で下部一般に公示するといふふうに、業務方法書の取り扱いに規定するといふことになります。なお女子、身体障害者の場合につきましては、その二万円の基準を下げまして、一万四千元以上といふふうにしてあります。さらに、この法律が通った後でなくて、これを本年の一月一日以降に雇用された者についても適応して適用していく。それから年令は三十五才以上でございますが、ただし一斉閉山、あがり山とか買い上げとか、そういうような場合の一斉閉山の場合には、三十才までその基準を下げる。その他安定所の紹介によるとか、またはその雇用が常用雇用として永く続く見込みのあること等、若干の規定を入れるつもりでございます。

○岡田(利)委員 雇用奨励金の支給の、今の女子と身体障害者の場合なんです、女子の場合はさておいて、身体障害者の場合には、ちょっと私は問題があるような気がするわけです。現実

実に公傷になって、まだ治療継続中という場合には、これは解雇もできませんから、そういう点では比較的当面すぐ問題になりませんけれども、一応症状が固定して、不具者としていわれる軽作業についておる。しかし、炭鉱の合理化といふものはものすごい勢いでどんどん進んでおる、こうなつて参りますと、当然いわれる身体障害者を排除するといふことが、これは現実に出ているし、これから特にこの面に合理化が集中的に行われる傾向にあると私は思います。私は、全国の統計はどうかわかりませんが、北海道に先般視察に参りましたときに、大抵北海道内に身体障害者が二千人おる、二千人といふことは二千世帯ある、こういう説明がなされておるわけです。そうしますと、災害率その他から見ると九州の方が高いわけですから、全国でおそらく五千人以上、私ははつきり数字をつかんでいないわけですが、相当数の身体障害者がおると思うわけです。しかも炭鉱のこれから合理化といふのは、今までは希望退職その他で人減らしを行なつてきたけれども、今度は質のいい労働者を確保する、こういふ点に向けられて参りますと、身体障害者は排除される。公傷、私病を問はず、たとえば肺結核等でなかなか安定しない、軽作業でなければ従事できない、こういう人々にむけられてくる。現実にはそういう者を排除するといふことが行なわれておるわけです。そうしますと、特にこの身体障害者に対しては、こういう雇用奨励金自体だけではその対策が十分とは言えないと思いますし、また保障額が非常に

低いといふことは、今日の炭鉱合理化の趨勢から見ても、社会問題としてこれは再検討しなければならぬ要因があるのではなからうか、こういう気持ちを私は持つておるわけですが、こういう点についてはどういふ考え方を持たれておるか、いわゆる身体障害者なるがゆえにその障害額が、これは生産性が低いのだから最低基準額も当然低いのだ、こういう単純な割り切り方なのか、この点一つ見解を承りたい。

○三治説明員 一万四千元に下げましたのは、女子並びに一般の身体障害者の雇用賃金が、現行において一般の人よりか低いのは事実であります。従つて、全部これを込みにして二万円以上だけを対象にするといふふうになります。女子または身体障害者といふ、そういうことによつて、この支給要件にかなわなくて、せっかく就職しても雇用主が奨励金がもらえないといふ事態がくるからといふことで、われわれの方は基準を下げたのであつて、従つてこういう考え方を申しますか、われわれの方は、現実に合わせて、その現行賃金より若干でも努めて高く雇用してもらふために、その支給対象の範囲を広げた、緩和したといふふうな意味でこういうふうにしたので、決して安い賃金でこれを雇いなさい、そのかわり奨励金をあげるといふふうには解しておらないわけでございます。それはまた一面、逆にいえば、身体障害者でも二万円以上にして、そして雇用奨励金の方をもっと増額したらいののではないかといふことは、一つの議論としては出ると思いますが、いろいろ折衝の結果、われわれの方としては、こういう人たちに特別に支給率を上げ

るといふことでなくて、やはり採用条件を下げて支給範囲を広げるということ、一応結論を得たわけでございます。

○岡田(利)委員 炭鉱は作業強度率も全産業で一番高い、災害率も非常に高いわけですが、しかも、災害率は依然として減つていないわけですね。大体死亡だけをとりえてみても、フランスに比べて日本の炭鉱は約三倍の死亡率なんです。フランスに比べて三倍。大体ヨーロッパに比べて三倍ぐらいです。おそろく日本の場合は九・七から八ぐらいで、フランスの場合は三・七、それと約三倍ですね。死亡でそうですか、重傷の面でも同様の傾向をたどつておるわけですね。しかも炭鉱労働者は非常に少なくなつてきたわけですが、災害率といふものは依然として減らない、むしろ高くなつてきておるというの、今日の統計なわけですね。さらに労働者が減つて能率が上がつてくると、そういう災害による身体障害者といふものは、どうしても温存しておくわけにいかぬ、どうしても排除するといふような方法がこれから特に来年にかけて強くとりたれてくると思ふのです。そうしますと、この問題は、いわゆる雇用奨励金だけでは解決しない問題ではないか、こう理解するわけです。だから単に雇用奨励金の問題で、身体障害者の場合にはできるだけ雇つてもらうといふことで、基準を下げて出すといふ考え方は一応了とするとしても、これだけでは解決できる問題でなくて、これは新たな角度で検討しなければならぬ問題だといふ工合に私は考え

るわけです。そういう点について労働省は検討されたことがあるかどうか、あるいはまた、その身体障害者の現在炭鉱に在職の中における実績といふものはどうなつておるか、もし資料があればあわせて資料として提出してもらいたいと思ふのですが、この点についてはいかがでしよう。

○三治説明員 私が訓練局長をやつておりました昨年におきまして、石炭経営者協会の方からも、身体障害者の配置転換について、職業紹介だけではむずかしいから職業訓練をやつて、そして配置転換を考えてもらいたいといふ申し入れがありました。いろいろ検討いたしましたところ、現在入つております身体障害者の訓練は、むしろこういう方々でなくて、小児麻痺とか一般の障害者が多いわけですね。その就職の状況を見ますと、大体一万円前後で、現在炭鉱で障害を受けて各山で雇用されておられる方の賃金と比較してみますと、訓練をやつても、とてもそれだけの賃金には及ばない、そういうことを考えまして、とても訓練では現在無理ですといふふうな答えをたわけですね。それで、別に何とか方法はないだろうかといふ話で、今話を進めているわけでございます。また経営者協会の方も、身体障害者の割合につきましては、まだ調査資料がありませんでした。けれども、たしかあのときには三菱、住友のどこか二、三の山の資料が今集まつたところなんだといふふうに言われたのですが、これは特に身体障害者の割合の多いところだったと思ひますが、鉱害だけの関係で大体一・一％ぐらいの人がおるような数が出ております。

従つてこの方面の關係の資料は、今すぐは、おそらく経営者側の方もどこも、身体障害者がどれだけのいるかというところについては、ちよつと資料がつかみにくいかと思ひます。

○岡田(利)委員 今、炭鉱の労働者の長欠というのが七千人くらいに上つておる。非常に膨大なわけですから、いわゆる産業災害によるものと、疾病による長欠、これが非常に多いわけですね。従つて私は、この問題は特に重要な問題として取り上げなければならぬと思ひます。産業以外の、今言われた小児麻痺とか、あるいは交通事故とか、あるいは何か天災等による傷害を受けたものについては、これは私は厚生省の所管になると思ひます。ところが炭鉱のみならず、産業災害による身体障害者については、これは労働省として当然の対策を考えなければならぬわけですね。特に、炭鉱が集中的に合理化を進めておる、特に人減らしがものすごく激しいという場合に、今まではあまり表面には出てこなかったけれども、これからどうしてもこの問題が非常に集中的に私は出てくると思ひます。そうしますと、われわれが北海道へ行つても、経営者の陳情では、わかつておるだけでも約二千人の身体障害者が現実におる、これを何とか対策を立ててもらわなければ、将来の炭鉱の質のいい労働者の確保には問題がある、この点はぜひ一つ検討してもらいたいという陳情が、むしろ経営者からなされておるといふのが実態なわけですね。そうしますと、やはりこの実態をすみやかに把握をして、今から対策を立てなければ、非常に問題が出てきますし、今言つた、雇用奨励金だけで

これは解決できる問題ではなくて、特にそういう人については特殊な職業訓練を施すとか、そういう特殊な、臨時的な学級を作るとか、そういうことをやはり雇用促進事業団の中で実施に移さなければならぬ段階だと思ひます。この点について、特に対策を一步進めるといふ私の認識と、あなた方の認識が一致するかどうか、見解を承りたいと思ひます。

○三治説明員 実態をまだよく承知いたしませんので、はつきりしたことを申し上げられないのが残念なんですけれども、私の石炭経営者との話のときの感じからいいますと、先ほど先生がおっしゃつた通りに、炭鉱災害によるところの身体障害者であるものですが、身体障害者になる前の前職賃金を保障している面が非常に多い。従つて民間雇用で言うところの、身体障害者でも残存能力を有効に適応訓練をやつて、新しく使つて、それに相当する賃金を出していく、その基準からいくと非常な開きがある。従つてそれが、一般雇用の方に、石炭以外の産業に転職する場合に、賃金の面で非常に問題が出てくるんじゃないかという感じを持っておつたわけですが、いずれにいたしましても、先生のおっしゃる面もまた、経営者側が労働省に対して、昨年、一般の離職者に対する対策と同じ時にそういう面を考へてほしいという申し出のあったのも事実でございます。しかし、これは実態をもう少し確かめてみないと、一般的にと申しますか、これをどういふふうにしなさいというふうな面について、まだわれわれ労働省としても結論を得ませんので、

今後調査研究し、各方面とも連絡して考へていきたいと思ひます。

○岡田(利)委員 直接法案とは關係ありませんけれども、今の問題と関連して、いわゆる炭鉱災害による死亡者は毎年六百五十前後、多いときは七百をこえるわけですね。大手の場合には労働協約等があつて、いわゆる優先採用の原則でできるだけ採用する、こういう方法をとつておるわけですね。中小の場合には、もう即、縁が切れてしまふという格好なわけですが、この滞留人員が一体どうなつておるかという問題があるのじゃないかと思ひます。これは未亡人の人が、子供が大きくなるまで坑外業務に働いておつて、子供が成人に達すれば、切りかへ採用で、未亡人の人がやめて、子供が採用される、こういうケースが非常に多いわけですね。この点もやはり炭鉱合理化案の今の進め方からいふと、抱えておくことができないという傾向が出てくるわけですね。特にガス爆発等によつて大量に死亡した場合、多くの子弟なり未亡人を抱えているという炭鉱も随所にあるわけですね。そうすると、この面の対策もあわせて考へてみなければならぬのではないかと、約二割の人がもし炭鉱に残つておるとするならば、大体二百名くらいの人がおるわけですね。五年間で大体一千人、こういう数字に実はなるわけですね。この人たちがこれから合理的な特性をさらに強要されるという傾向が出てくると思ひます。ところがこれは、移住してほかに就職をあっせんしてもらふとか、職業訓練を受けるとかいう条件には実はないわけですね。この点については、やはり政府と

しても、炭鉱の合理化をこのように進めていくという計画を變えない限り、ある程度の強い行政指導を行ふ必要があるのではないかと、こういう考へ方を持つのですが、この面については特に検討されたことがありませんか、お伺いしたいと思ひます。

○三治説明員 全くその通りでございます。昨年、一度大きな爆発があつたときに、職業安定局の方で、現地にその遺家族のための、遺家族福祉センターというものであります。未亡人や何かの職業講習をやるセンターを作りまして、本年度もその予算を一部とっております。さらに労働の方で、死亡者の遺家族の生業資金とか、そういうふうな援護制度のために二億の基金を設けまして、その利子を今後生業資金に使用して、そういう生業ができるようにしていきたい、そういう遺家族関係の対策につきましても、まだわずかではございますが、昨年以来、また本年三十七年度におきましては、労災保険並びに雇用促進事業団の方でそういう施設を設けまして、実施していくようにしておる次第でございます。

○岡田(利)委員 炭鉱労働者が自己の責めによる理由で解雇をされた場合、職業訓練を受けて、そして安定的な勤め先を求めていく、その場合に、今の訓練所の施設能力から考へて、さらに合理化が強化されていく場合、今度技能習得手当も出たし、別居手当制度もできたという面で、職業訓練所に収容しきれぬという事態が出てくるのではないかと考へておるわけですね。この場合には一体どう措置するか、これが第一点です。

第二点の問題としては、職業訓練所の問題なんです。が、国立職業訓練所、あるいは県立の職業訓練所もあるでしょうし、あるいはまた三重県のように特殊の職業訓練所もあるでしょうし、あるいは事業主が職業訓練所を作る場合もあるでしょうし、いろいろな予想されるのですが、そういうところに入る場合、具体的にはどういふ職業訓練所というものを考へておられるか、大体今までのケースだけなのか、それ以外に何か新しい角度で職業訓練所というものを一応予想されておるのか、この点も含めて一つ御答弁を願ひます。

○三治説明員 現在、御承知のように、炭鉱離職者のために専門に、その人ただけを対象として訓練所を設けております。その定員が約三千百人でございますが、現在のところまででは大体七割、最近においては修了者一、一時入った人が出ておるわけですね、大体半分の千五、六百人の程度であります。従ひまして、三十七年度の予算につきましては、そういう実情から申しまして、その収容人員の増加はちよつと、対大蔵省の折衝の上においてもできませんでした。しかしわれわれの方としては、各地に訓練所の整備計画は持つておりまして、現在のところ、総合訓練所を含めると、約六万五千人程度の収容能力を持つておりまして、それについて、炭鉱離職者が入りたい職種につきましては、優先的に配置するよう考へております。従つてわれわれの方としては、現在のところ、炭鉱離職者の方で、職業訓練を受けるために職業訓練所へ入りたいと言われる方が入れないということはまずないと思ひます。もちろん本人の能力が、本

第二点の問題としては、職業訓練所の問題なんです。が、国立職業訓練所、あるいは県立の職業訓練所もあるでしょうし、あるいはまた三重県のように特殊の職業訓練所もあるでしょうし、あるいは事業主が職業訓練所を作る場合もあるでしょうし、いろいろな予想されるのですが、そういうところに入る場合、具体的にはどういふ職業訓練所というものを考へておられるか、大体今までのケースだけなのか、それ以外に何か新しい角度で職業訓練所というものを一応予想されておるのか、この点も含めて一つ御答弁を願ひます。

○三治説明員 現在、御承知のように、炭鉱離職者のために専門に、その人ただけを対象として訓練所を設けております。その定員が約三千百人でございますが、現在のところまででは大体七割、最近においては修了者一、一時入った人が出ておるわけですね、大体半分の千五、六百人の程度であります。従ひまして、三十七年度の予算につきましては、そういう実情から申しまして、その収容人員の増加はちよつと、対大蔵省の折衝の上においてもできませんでした。しかしわれわれの方としては、各地に訓練所の整備計画は持つておりまして、現在のところ、総合訓練所を含めると、約六万五千人程度の収容能力を持つておりまして、それについて、炭鉱離職者が入りたい職種につきましては、優先的に配置するよう考へております。従つてわれわれの方としては、現在のところ、炭鉱離職者の方で、職業訓練を受けるために職業訓練所へ入りたいと言われる方が入れないということはまずないと思ひます。もちろん本人の能力が、本

第二点の問題としては、職業訓練所の問題なんです。が、国立職業訓練所、あるいは県立の職業訓練所もあるでしょうし、あるいはまた三重県のように特殊の職業訓練所もあるでしょうし、あるいは事業主が職業訓練所を作る場合もあるでしょうし、いろいろな予想されるのですが、そういうところに入る場合、具体的にはどういふ職業訓練所というものを考へておられるか、大体今までのケースだけなのか、それ以外に何か新しい角度で職業訓練所というものを一応予想されておるのか、この点も含めて一つ御答弁を願ひます。

○三治説明員 現在、御承知のように、炭鉱離職者のために専門に、その人ただけを対象として訓練所を設けております。その定員が約三千百人でございますが、現在のところまででは大体七割、最近においては修了者一、一時入った人が出ておるわけですね、大体半分の千五、六百人の程度であります。従ひまして、三十七年度の予算につきましては、そういう実情から申しまして、その収容人員の増加はちよつと、対大蔵省の折衝の上においてもできませんでした。しかしわれわれの方としては、各地に訓練所の整備計画は持つておりまして、現在のところ、総合訓練所を含めると、約六万五千人程度の収容能力を持つておりまして、それについて、炭鉱離職者が入りたい職種につきましては、優先的に配置するよう考へております。従つてわれわれの方としては、現在のところ、炭鉱離職者の方で、職業訓練を受けるために職業訓練所へ入りたいと言われる方が入れないということはまずないと思ひます。もちろん本人の能力が、本

人が希望される職種に非常に適しない場合、またその一応のテストがあったて、訓練の対象として、この人を訓練して、その技能を身につけられ

ては、そういう標準に達しない方については、それは無理ですというふうに勧告はしておりますけれども、しかしその希望される方が一定のテストの能力を持っておられまして、競争試験のためにはずれるということはずさないというふうに申し上げていいのじゃないかと思ひます。むしろわれわれの方としては、職業訓練所に入っていたかどうか、職業安定所や市町村を通じて、できるだけ募集を徹底させることにもう少し努力しなければならぬというふうに考えておるくらいであります。

○岡田(利)委員 なるほど現在の国立職業訓練所の場合は、六万五千人の人員が収容できるわけですね。しかしながら、これは全国の話なんです。そのことは実際問題としてどうかとなると、運用の面で六万五千人という数字は出てこないと思ひます。そこで別居手当も三千六百元、あるいは技能習得手当七千四百も出るわけなんです、まず初めに、技能習得手当七千四百という根拠は、どういふところに一体置かれていたのか。それから第二には、三千六百元の別居手当は、もちろん職業訓練を受ける場合に簡易宿泊所を作る、そういうものに収容する、そのまかない費が大抵三千六百元だということではな

どうか、このことをまず伺っておきたいと思ひます。

それともう一つは、職業訓練所の配置の問題なんです、もちろん労働省としては全産業的な視野に立つて職業訓練所の配置をしなければならぬのですが、一例を産炭地の北海道にとってみますと、札幌、小樽の間の銭函に三つばな国立職業訓練所ができた。第二には釧路と旭川と函館に実地帯で職業訓練の必要があると思ひます。旭川にできて釧路にできておるのだけれども、肝心なための、最も労働者が滞留し、炭鉱労働者の最も密集している空知が、一カ所もないわけですね。この点、職業訓練所の設置の問題は、何か市町村の陳情によつてある程度訓練所を作る、そういう政策的な面で一貫して職業訓練所を配置する、というものは欠けているのじゃないかと私は思ひます。しかも三カ所一べんに予算をつけたけれども、これは実際に政府の方針もあつて繰り延ばされておる。しかもそれは去年予算がついたけれども実現ができていないで、これが一体今年の下期に開設できるかどうか、できなければ来年の四月一日からでなければ実際に職業訓練ができないという実態なんです。こういうやり方について、今の差し迫つていふ雇用政策と照らし合せて考える場合に、悪い言葉で言へば、何か非常に観念的な面が強いのではないかと思ひます。この点もあわせて一つ御見解を承りたいと思ひます。

○三治説明員 訓練局長がおられて答弁すべきですが、私はずつと訓練局長をやつていたものですから、訓練局

関係のことですが御答弁申し上げます。

一般の総合訓練所は、御承知のように、各県一カ所ということで現在進んでおりまして、今年度新しく和歌山と奈良に作りまして、政治的にちよつと設立する場所がきまらない京都を除きましては、全部設置されることになりました。北海道は東北六県よりもさらに広いということで、四カ所にきめたわけでございます。それで昨年は、予算は二種目ずつ内地並みに入つたのですが、暖房施設を入れるのを忘れておりました。従つて早くそれをやつても、冬に暖房施設がないとちよつと授業が始められない。内地の場合だと、実習所二棟建てまして二種目の授業が始められたわけなんです、北海道はよく考へてみると、暖房施設を別に本館のところで作つて、全部に暖房が回るように施設をしないと、授業がちよつと冬にできない。しかしそれを特別に二棟だけにやることはできないということに、延ばして、今年度とつて予算を入れました。一緒にできるだけ新年度から工事を始めるように、新年度の予算も含めた設計をやつていただくようにしておりますので、来春早々から北海道三カ所一斉に、内地の二カ所分のものが一緒に工事にかけられる予定でございます。

それから、北海道の炭鉱離職者について、その現地、いわゆる離職者発生地に訓練所を作るようにということですが、われわれの方としては、北海道庁の意見に従つて、離職者の出た夕張とか美唄とか、そういうところに臨時の、石炭対策のための特別の訓練所を作つた次第でありまして、われわれ

の方として、そういう石炭対策につきましては、現地と相談した上で、現地の要望するところに作つたことと思ひます。その詳しいことについては私今ちよつと資料を持ち合わせておりません。さらに、われわれの方としては、発生地ばかりでも就職のときに困るのじゃないかということで、小野田とか、それから大阪とか、需要地に特別の訓練コースを設けて、それには全員収容の寮も設けてやつております。従つて今後もこういう方々に対して、発生地もさることながら、やはり需要地に収容した方が、ど

ろせ移動して就職される方については、訓練期間中までも家族と離れるのはあるいはどうかと思ひますけれども、実際にむしろ需要地で訓練を受けられる方がい

ふような気もいたしまして、その点につきましては、そういう宿舎を増設するように、昨年四千五百万円、今年もその程度入れました。宿舎を作つてそこへ収容していくようにしていきたいと考えております。

なお、別居手当につきましては、三千六百元は、現在大体三千円から三千二百円の食費をとつております。これは大体燃料費、それからまかないの別居関係のものも、全部は予算に入つておりませんけれども、若干そういう寄宿舎運営のための経費が別に訓練所の宿泊施設に入つておりますので、現在のところ物価の値上がりも考慮して、今まで大体三千円から三千二百円の寄宿舎費をとつていたのを、三千六百元にすれば、その寄宿舎に入つていただければ大体無料で訓練が受けられるということでございます。

技能習得費の関係は、七十円のうちで三十円が交通費。これも、各地の石炭離職者の方で訓練を受けられている方の交通費を調べたところ、大体この程度でいくのじゃないか。それから四十円の方は教科書代、作業服代その他文化費といふものをたつぷり見込んで、大体四十円だったから余る。それは、ほかの、いわゆる生活保護費が百五十円入つていふじゃないか、——といふのは、大体各種学校とかそういう私設の学校にいくと、授業料とか、一切がつかない、一部の材料費まで各人持ちになるので、そういうところまで計算してあるようなので、訓練所の経費をどう計算しても、われわれの方もできるだけ多くしようというふうに計算したのですけれども、そういうものはみんな訓練所の予算の中に入つていて、重複計算になつて、技能習得費といつても、生活保護費の積算の基礎からいくと半分以上が重複計算になるものですから、どう計算しても七十円程度、われわれの方が実際に見ても、実費はそれで十分にまかなえるというやうなことで、七十円にきまつたやうなことでございまして。

○岡田(利)委員 額のことばかりで大事な焦点ですから、別途同僚議員からも御質問があると思ひますので、一応これはたな上げにしておきたいと思ひますが、今言われた職業訓練所の設置の問題なんです、これは答弁とは実態が違ふと思ひます。なるほど北海道庁ではまともなこともありません。しかしそれは自主的に申請のあつた各市町村を単位にして一、二、三と順番つけて、これを予算要求したというのが私は実態だと思ひます。ですから私

は、雇用促進のための職業訓練所の配置ということは邪道だと思ふのです。たとえば炭鉱の子弟なんかの場合には、今当該企業は炭鉱がほとんどの雇用者を占めておられるわけですから、炭鉱労働者の子弟というのは非常に多いわけです。扶養率も非常に高いわけですから、そうすると、子弟が出てきて訓練を受けて、どこか産業に就職したいと思つても、これは非常に難れたところでは実際に職業訓練を受けられないという実態があるわけですね。ですから産炭地の空知炭田を見ますと、これは単に炭鉱離職者の職業訓練だけでなく、扶養率の非常に高い、しかも子弟が余っている炭鉱地帯のいわゆる子弟の職業訓練といふ問題もあわせて考える場合に、政策的には、銭函に作る、函館、旭川に作るのであれば、これは空知に作るのとは当然だ、私は二カ所作れと言つてゐるのではない、一カ所ぐらい作るのあたりまでだと思ふのです。特に北海道は広いし、空知といつても二県分あるわけですから、そういう実情を無視してゐるというのは、やはり政治の一番悪い面がここに現われてゐるのではないか、このように実は考えるわけです。従つて、これはもちろん予算上の問題もあるでしょうけれども、御存じの通り、国立の職業訓練所のほかに、県立の職業訓練所もあるわけです。もし大量解雇で実際にそういう人々が出てくる場合、今言われたように、七十円もらい、三千六百円の手当があるといつても、函館まで行く、釧路まで行くといふのは――銭函の場合は非常に近いのですけれども、非常にこれは問題があるのじゃないか。ですからやはりこれは、三池の

ように、事態によつては特殊な簡易職業訓練所といふんですか、臨時的な職業訓練所といふんですか、こういうものを考慮する必要があるではないか、私はさういふ気がするのですが、さういふ事態に対しては積極的な対策を考えられておるかどうかが伺つておきたいと思ひます。

○村上説明員 御意見まことにございともございまして、北海道の例に於いての御指摘があつたのですが、大体訓練所の設置につきましては、ただいま職安局長からお答えしたものであります。総合訓練所につきましては、ある程度将来の長い見通しを立てまして、長期にわたつて訓練を要する地域といふものをやはり考えまして作らざるを得ない。その場合に、釧路は北海道の道東地区でございまして、旭川は中央並びに北部の中心地であります。札幌は御承知の通り、もう一カ所南部には函館というように、恒久的な施設としての総合訓練所の配置としては、北海道の場合はまずまずではなからうか、さういふふうに思ふわけでありまして、ただ御指摘のように、さういふふうに大量に失業者が出てきて何とかしなければいかぬという場合に、さういふ恒久的な固定した施設ではどうにもならぬ、もつと適切な手を考えたかどうかといふことでもございまして、これはまことにございともな御意見でございします。労働省としましては、これは先生御承知かと存じますが、滝川に、三十五年度でございまして、訓練所を作ることにいたしました、これがもつばら炭鉱離職者に対する訓練のあの地区のセンターになる、さういふことをさらに差別であるとか、あるいは上

砂川、あるいは三笠といったようなところに臨時の訓練施設を設けまして、機動的にこれに対処したい、かように考えております。そのように恒久的な施設と臨時的な施設とを総合的に運営いたしまして、多少まだ時期的に十分機能を發揮してゐないところもあるかと存じますが、さういふところにつきましましては鋭意努力いたしまして、目下の緊急の要請にこたへたい、かように存じておる次第でございします。

○岡田(利)委員 職業訓練を受けて職業訓練所を出てくる、その場合に、雇用奨励金制度を設けて順調に雇用されるという前提に立つわけなんですけれども、実際問題として、職業訓練所に入る者が非常に多くて、卒業したけれどもなかなか雇用もきまらぬというやうな事態が考えられるわけですね。われわれは一步を譲つて、国会決議を消化するといふ立場に立つても、少なくとも職業訓練所を出て雇用先がきまつたといふ場合には、前職賃金保障主義といふ場合があります、さういふことを考えなければいかぬのじゃないか。労働省としても、職業訓練所を出て雇用先がきまらぬという場合には、職業訓練手当といふものがある程度上げて、生活保障といふことを考えて訓練を継続するとか、あるいはまたその間において行政的に考えていく、さういふ意図もあつたように私は聞いておるのですが、この点についてはどうなつておるのか。それと訓練手当は据置きになつてゐるわけですね。その点の関係はどうなつてゐるのか、お聞きしたい。

○三治説明員 現在炭鉱離職者訓練につきましては六カ月になつておりますが、修了と同時に、また修了までに行

く先がきまつておれば文句ないわけでありまして。ところがそれが一割二割きまらない場合にどうするかという問題でございまして、これについても先年要望がございましていろいろ検討したのですけれども、訓練の体制からいくと、やはり所定された期間に所定の技能を身につけた者をどういふ理由で延ばすか、就職できないからといふことだけで個々に延ばすといふ場合においてはやはり訓練制度と非常に矛盾があるといふことで、なかなかその要旨は通らなかつたわけですね。それでわれわれの方としては、やはり六カ月の訓練が足りないといふことになれば、これはその訓練期間を正規に延ばした方がよい。それから修了から就職するまでの間の問題につきましては、やはりこれは本人の就職の意欲と、それから安定期の責務といふものを發揮するため、期間をさう個人的に延ばすといふのは非常にまずいじゃないかという結論でございします。従つて、訓練を六カ月やつて就職ができない者が相当出るという場合におきましては、それを全体的に、今の六カ月が足らなければ、また各地の事情、就職期がそれに合はぬといふことであれば募集期を変えるといふふうな格好で、訓練期間を制度として動かすべきであつて、個々の修了者、五十人のところ三十五人は就職できたけれども、十五人は就職できなかったからその者に特別に訓練手当を出すとかいふことはどうも制度としてまずいといふことで、その措置をとらないようにしたわけでございます。

それから訓練手当の三百円を増額できましては六カ月に残念でありまして、われわれの方としてはもう少し増額したいといふことでやつたのですけれども、これは初め百八十円で出たのを急激に三百円にしたのだから、もう少しそれでやつてみてほしい、しかも実績からいいますと、大体炭鉱離職者で三割くらいじゃないか。三割くらいだから金を多くしたつていいじゃないかという理論も出るわけなんですけれども、これは失業保険受給者が大部分なんだし、そちらの方を手厚くするのだからもう一年しんほうしてほしい、もう一年かどうか知りませんが、これも、大きなところをやつたんだからといふことで、ついに泣き寝入りになつたわけですね。これについては非常に申しわけないと思つております。

○岡田(利)委員 この点は国会決議の未消化の部分で、先ほどの額の問題と同時にきかれて焦点の問題ですから、これもまた一応たな上げにしておきたいと思ひます。

それで問題は、今炭鉱離職者が職業訓練を受けるのは、雇用奨励制度から考えてみますと、大体三十五才以上の人といふのが常識的な想定として成り立つわけですが、職業訓練を受けさせる年令的な最高を五十才に置いてゐるのか、四十五才に置いてゐるのか、五十五才に置いてゐるのか。もちろんそれは体力その他に若干の関係はあるでしょうけれども、一般的基準として、五十五才の定年でやめる人をお考えおるか、あるいは五十才なのか、四十五才なのか、この点はいかがでしようか。

○三治説明員 原則としては年令は考へておりません。ただ職種によつて、自営並びにさういふ生業的な、なりわいの職業につきましては、高年令者を

ども、あるいはそのことによつて組夫出炭が直轄出炭に含まれて生産は上がつておるけれどもこれはやはり一時的な状態であつて、将来の石炭産業の安定にはならぬのです。ですから今やらなくとも、いずれこの問題を解決しなければ、石炭産業の安定というものは雇用の面では成り立たぬわけです。ですから問題は出てくるわけなんです。ですから私は、今からこれはやはり労働省として積極的に調査もし、実態もつかんで対策を立てる必要があるのではないのか、また、そのことを除いて石炭産業の安定というものはないのだと思うのです。もちろんそういうことによつて、厳格にやれば中小炭鉱が重大な事態に立つつという状態も出てくるわけです。私はそれほど拙速主義で解決しろということを言つておるのではないの

り今から対策を立てなければ、これは三十八年の十月で合理化の五カ年計画が終了しても、きわめて砂上の基礎の上に石炭産業の一応の能率、生産の増強というものが乗っかつておる、こういうことになって、石炭産業の安定は期し得られないと私は考えるわけです。そういう点、私はあらためてまたいずれかの機会に、今国会中に、私は私なりに調べてこの問題を具体的に聞きたいと思いますので、特にこの点について強く要請しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○有田委員長 滝井義高君。

○滝井委員 少し事務的な数字の質問をしたいと思うのです。あす多賀谷さんの資料要求で出していただくそうですので、ちょっと重複するところもあるかもしれませんが、現在労働

省としては、炭鉱離職者対策を必要とする炭鉱の離職者というものを、どういふ工合に押さえておられるのか、それをちよつと御説明願いたいと思います。

○三治説明員 昨年の十二月末で、大體離職者全体で四万九千人程度と考えております。それでさらに三十七年度の初め、三十七年の四月には、いろいろのこゝろの三月でも対策をやる関係上、大體横ばいで四万八千四百四十人程度ではなからうか。そうして新規に求職者として現れる人として現れる人の数が八万三千人。そうしていろいろ対策をやつていって、三十八年の三月末には大體三万九千人程度まで残るではないかという計画を立てております。

○滝井委員 そうしますと、三十七年度の年頭には四万八千四百四十人、新規対象の一年間は三十七年度中に八万三千人となるかと、大體三十七年度中には三万四千程度の人が出てくる、こういう見方なんですか。

○三治説明員 三十七年度中に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○滝井委員 ちよつと頭が悪いせいかわかりかねるのですが、昨年の十二月末現在で四万九千二百人離職してあるわけでしょう。そうすると、三十七年の一月から一応見ていきますと、三十七年度中に八万三千人の対策を必要とする者が現われてきておるといふ格好になるわけですね。そうすると、八万三千から四万九千を引いた約三万四千ぐらいの人が新しく閉山その他によって離職者として現われてくる、こう見て差しつかえないのかというのが私の質問の要点です。

○三治説明員 そうではなくて、それではもう一度最初から申し上げます、十二月末に四万九千八百五十八人、四月九千人ほどと先ほど申しましたが、それが大體離職者として残る、それからこの一三月でいろいろ対策をして、そしてまた新規に出てくる人も差し引いて三十七年度末には大體四万八千人ほど、四万八千四百四十人、それが三十七年度に離職して残る人となるであらう……。

○滝井委員 三十七年度末に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○三治説明員 三十七年度中に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○滝井委員 ちよつと頭が悪いせいかわかりかねるのですが、昨年の十二月末現在で四万九千二百人離職してあるわけでしょう。そうすると、三十七年の一月から一応見ていきますと、三十七年度中に八万三千人の対策を必要とする者が現われてきておるといふ格好になるわけですね。そうすると、八万三千から四万九千を引いた約三万四千ぐらいの人が新しく閉山その他によって離職者として現われてくる、こう見て差しつかえないのかというのが私の質問の要点です。

○滝井委員 ちよつと頭が悪いせいかわかりかねるのですが、昨年の十二月末現在で四万九千二百人離職してあるわけでしょう。そうすると、三十七年の一月から一応見ていきますと、三十七年度中に八万三千人の対策を必要とする者が現われてきておるといふ格好になるわけですね。そうすると、八万三千から四万九千を引いた約三万四千ぐらいの人が新しく閉山その他によって離職者として現われてくる、こう見て差しつかえないのかというのが私の質問の要点です。

○三治説明員 そうではなくて、それではもう一度最初から申し上げます、十二月末に四万九千八百五十八人、四月九千人ほどと先ほど申しましたが、それが大體離職者として残る、それからこの一三月でいろいろ対策をして、そしてまた新規に出てくる人も差し引いて三十七年度末には大體四万八千人ほど、四万八千四百四十人、それが三十七年度に離職して残る人となるであらう……。

○滝井委員 三十七年度末に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○三治説明員 三十七年度中に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○滝井委員 三十七年度末に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○三治説明員 三十七年度中に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○滝井委員 三十七年度末に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○三治説明員 三十七年度中に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

○滝井委員 三十七年度末に新しく四万八千人、ほかに三十六年度中でさらに残つておられる離職者が四万八千四百四十人、三十七年度中、三十七年の四月から三十八年の三月末に現われる求職者、これは大體離職者と言つていいと思いますが、これが約八万三千六百四十人、それに対して安定所の紹介と雇用奨励金、また縁故で就職される、そういういろいろなことを種々考へて、最後に三十七年度中に全部一人も残らぬといふことはとてもできない、やはり三十八年の三月末には約四万人、三万九千人ほどの人が三十八年度に繰り越されるのではないかと、いろいろに考へておられるわけでありませう。

方や何か求職をとりやめたり、それから死亡されたり、その他自然にさういふ求職線から抜けられる方が約六千二百九十八人、これら、今言つた安定所の就職者、縁故就職者、帰農者その他といふものを合計して、その十三万人から引くと三万九千人になる、このうけわけであります。

○滝井委員 そうしますと、三十七年度中に新規求職者八万三千人というものが、炭鉱の合理化あるいは閉山によって出る、こう考へて差しつかえないのですか、ここをちよつと知りたいわけですか。

○三治説明員 その割合はこまかいことはまだちよつと——今年度、三十六年度の安定所なんかがつかわないわけの求職者のトータルを来年度に延ばしての計算でございまして、その内訳は終閉山がなんぼで、整理がなんぼというふうには、ちよつと計算しておらないわけでありませう。われわれの方では三十六年度の現在までの実績の求職者、それはいわゆる終閉山の場合もあるし、それから中小炭鉱で自然退職者もあるし、そういういわゆる一般的に平常の退職者も多数含まれていられるわけなんです。その区別は、われわれとしてはまだそこまでの分析はやっていません。

○滝井委員 そうしますと、これは石炭局に尋ねることになるわけですが、先般来予算で問題になっているのは、保安確保困難な炭鉱の閉山、廃山、これはここの予算では二億八千七百万円、それから石炭合理化事業団の補助として非能率炭鉱の整理費二億七千万円、それから炭鉱整理促進費十億六千万円、四億万円、こうなつておられるわけですか。

これはいつか説明を聞いたときには、保安で四十五万トン、それから新しい方式による六百二十万トンのうち三十七年度に二百二十万トン、それから今の合理化事業団の方式で残つておるのが六十七万トン、計二百三十三万トンが来年度にいわば買上げとか、とにかく処理されるトン数だったと記憶しているんです。従つてその予算は、今言つたよりも二百三十三万トンが処理される、こういう理解をしておつたわけですか。そうすると、二百三十三万トンの対象になる労働者の数が一体どの程度かということを知れば、三治さんの受け入れ態勢の数との比較ができてくるわけですが、まず、来年度の合理化なり保安なりでやると、予算が少しく狂つておられますからあるいは数が増えるかもしれませうが、あなたの方の予算確定後における閉山なり保安でつぶすもの、あるいは買上げするもの、こういうものを先に御説明願いた

○久良知説明員 合理化計画につきましては、先生方御承知のように、昭和三十一年度には二六・二トンの能率まで持つていくという線を進めておつたのでございまして、最近この計画を見直すべきであるというので、私どもの方で作業をやり直しておりますので、三月中に若干の変動があるかとも思いますが、現在予算の計算に使つております一応の考へをいたしましては、ただいま先生がおっしゃいましたように、来年中は事業団の従来通りの方式による買収が六十七万四千、それから保安整理によるものが四十五万、それからこのほか自然消滅と申しますか、こういう方式によらなくて、やはり炭鉱

をやめるであらうというものを六十五万九千トン見込んで、この合計が百七十八万三千トン、これに今度の新方式によりまして六百二十万トンの買上げのうちの三十七年度分、これが百二十万トン見込まれますので、全部を合計いたしますと二百九十八万三千トン、こういう数になるわけでございます。

その場合の労働者の数の問題でございしますが、これは平均人員で最初に申し上げますと、三十六年度、本年度の実施計画での平均人員が二十一万六千四百人、それから三十七年度が十八万三千六百二十人、それから三十八年度が十六万一千六百人ということになるわけでございますが、これは先ほど申し上げましたように平均人員の減でございまして、これから三月末という年度末の人員を計算いたしましたして、三十七年度年度中労働者として純減が幾らあるかということとを計算いたしました、一億二千万七千四百四十人、こういう数字になるわけでございます。これをもとに計算がしてあるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、大體三十七年度に二万七千四百四十人の純減になることになるわけですが、これと労働省の数字の関係、こゝろがやはりお互い両省の間の意思統一ができて、イコールの状態になつておいてもらわねと、来年になつたら大蔵省から、何だ、あれだけの金をつぎ込んだけれども、炭鉱離職者はちよつともこのルートに乗つてこなかったじゃないか、こう言われて、予算を差し引かれる可能性も出てくる。従つて、こゝろの数字が三治さんの今の説明と石炭局の説明とちよつと合致するのです。これを一つ

○三治説明員 先ほど私が申し上げましたのは、そういう通産省のおつしたの数字も全部われわれ十分連絡してあります。われわれの方は、全体の職業紹介、または全体の今までの実績と、それから新しく計画的に、今通産省がおつしたようなやつを、今年度と来年度の比較でそれだけを増に見込んであるということ、そういうふうな数字になっております。あとその積算のこまかい問題につきましては、課長から説明させていただきます。

○北川説明員 今通産省から説明がありました数は、念を押されましたようにネット減、純減の数字でござります。従いまして、今までの在籍労働者と来年度末における在籍労働者の差が二万七千四百十、こういう御説明であります。しかしながら、われわれは、炭鉱を離職しました者、首を切られました者全体について援護対策をやらなければなりませんので、ネット減でなく、首を切られた者が炭鉱ではどのくらい年々あるか、これが問題になろうかと思えます。念のために通産省の資料で申しますと、統計月報で申しますと、三十二年は雇い入れが八万八千九百、それに対して解雇が七万六千、三十三年は、雇い入れが五万三千に対して解雇が六万七千、ずつと飛びまして三十五年では、雇い入れ四万五千二百に対して解雇が七万、こういうふうに、悪く言いますと、どんどん首を切つていながら、また入れている、こういう状況でございます。従いまして、ネット減としましては二万とかあ

けました。

そろしますと、今度はあなたの方の数字ですが、あなたの方で、たとえれば昨年の十一月では、炭鉱離職者の対策というものを三万七千人台に見ておったのですね。昨年の十二月では、それが七万三千人台になったわけです。今年の予算を見ると六万一千五百二十人。あなたの方の数字は絶えず動揺しているのですね。どういう理由でそういう動揺があったわけですか。たとえれば十一月われわれが聞いたときは、三万七千人を対象にした炭鉱離職者の

〔委員長退席、岡本（茂）委員長代理着席〕

幾分かは変わると思いますが、しかしそれを一割以内ぐらいにとどめておかぬと、一万以上こえるということになると、一割にしても、七万の一割という七千になりますから、一万に近い数字になりますが、数字が非常に動いた理由です。

○北川説明員　今の点は、こういうことかと思います。三十六年度の炭鉱離職者対策をやりました対象人員が三万二千、こういうことでございます。

本年度は、先ほど御指摘のございまして、先に、予算の要求のときは七万をこえる数字で対象人員の要求をしております。これはわれわれの要求通り雇用奨励金がレベル三十才で、それから安定所の利用率を九〇%と、そういう

うような積算でやりますと、おのずから今までの一般紹介あるいは広域職業紹介によって就職する者がふえる、そういうことで対象人員が特に職業紹介の面で急増するであろう、こういう考え方でございます。なお、これで念のために申し上げますが、急増をいたしますけれども、それは一部こういうものも入っております。といえますのは、今まで自己開拓で就職した者であっても、今度は安定所を通ずることが雇用奨励金の支給条件になっており

も、この倍増だけが雇用の純増である
ということではございません。利用率

も含めてそういうふうになる。従いま
して、そういう雇用奨励制度をやるこ
とによりまして、職業紹介、少なくと
も安定所を通じて就職する者の数が倍

増する。従つて、国の施策の裏づけとして就職する者の数がふえますので、国の離職者対策の数は、非常に多いようでございますが、六万九百、そういう数字をはじき出したわけでございます。

○滝井委員 それから、この三十六年度に自県内の職業紹介というのが三千くらいだったのが、二万二千人と約七倍程度に増加しているわけですね。これは何か七倍程度に増加する政策的なことというものがありませんか。

○北川説明員 昨年度までの一般紹介
三千人という数字は、職業紹介の予算
の裏づけとしては、炭鉱離職者につい
て三千人分だけよい見てやろ、と

ういうことで、予算的な数字でございました。実績は今までも年間一万五千六百人程度は就職しております。従い

まして、今回は雇用奨励金を実施することによりまして、一万五千六百の数字が二万二千に実際にふくれ上がった、こういうことでございます。従いまして、伸びは大体七千程度、このくらいが、安定所を通ずる利用率の高ま

りとともに、就職が一般紹介で自県内でふえる数字、こういうことでございます。従って去年の三千というもの

○滝井委員　そうしますと、今まででも炭鉱離職者は自県内で、たとえば福

岡県だとか山口県だとかというようなところだと思ひますが、そういうところで一万五千六百人あつたというこゝとですね。

○北川説明員 その通りでございます。
す。(炭鉱に行っておるのだ)と呼ぶ者あり)

○滝井委員 今多賀谷さんは炭鉱と言っておるけれども、炭鉱に行っても自県内紹介は自県内紹介だと思うのだ

けれども、今、結局三十五年間で四万五千二百人就職して、二万人首を切ったという。この四万五千二百人の中にほとんど大部分入っておるのじゃないかと思うのですが、そこらあたりはどうですか。

○北川説明員 炭鉱離職者が再就職する場合に、炭鉱とそれ以外の産業に分けますと、大体炭鉱には五五％程度、半分以上が帰っております。あとの四

五%が一般産業その他の産業へ就職しておる、こういうのが実情でございます。

○渇井委員 それは自県内だけですか。たとえば最近明治鋳業なんかは、九州の者を北海道に移動していますね。そういうものを含めて五五といふのが炭鉱ですか。それとも自県内だけですか。

○北川説明員 労働省で広域職業紹介をいたします、このうち、今申し上げましたのは全部安定所紹介というのが

前提でございますから、安定所紹介で炭鉱職業者を炭鉱へ広域紹介をすることはいたしておりません。従いまして、自県内紹介、すなわち安定所を通じて自県内で就職する者のうち、五五割が炭鉱へ歸つておる、そういうことでございます。

○滝井委員 そうしますと、五割五分は炭鉱に歸るわけですね。これは移住資金というものは、どうなりますか。

○北川説明員 おそらく炭鉱のありますところは原則として指定地域になつておりますので、指定地域から指定地域に移ることになりますので、移住資金は支給されておらないのであります。

○滝井委員 これは一つ、なかなか問題点だと思ふのですがね。他の産業よりか、今の石炭産業というのは事業主としては一番苦しいわけですね。ところが、ほとんど日の当たる、伸びていく産業で炭鉱労働者を雇用した場合に、二万円以上について四分の一、五千円から七千五百円の雇用奨励金をあげます、苦しい炭鉱が、職業訓練も必要としなくて、一番能率的な炭鉱労働者を雇つた場合には何にもないのだということになる、何か政策的な筋は通つておるような感じはするけれども、何かちよつと抜けておるような感じがするのです。これは実態が、とにかく相当多くの首が切られていて、しかしそれはまた雇用されているということ、これは、これはもとの炭鉱に回り水になつていくのです。だから、石炭産業の安定を考えようとするならば、一方石炭産業を安定化するためには近代化の資金をつぎ込んでやる、そしてできるだけ若年労働力をそこに残すとい

う政策をとらうとすれば、炭鉱がやはり相当の資金で雇う、二万円以上で雇うというならば、炭鉱の最低賃金を一万二千元で作るために中央最低賃金審議会で議論されておりますけれども、現実にはこれは育成策になると思ふのです。今まで一万八千元で使つておつたものを二万円で作れば五千円上げますよということになれば、炭鉱の事業主も労働者も得になる。両方得なんです。しかも移住資金までやつていい炭鉱に移してやるということになれば、これは政策としてはかえつて、よその京都や大阪にやつて家を建ててやるより、炭鉱の住宅はがらあきですからね、いろいろの点から考えても、これは一石五鳥が六鳥くらいになるような感じがするのです。現実にはそういう状態ですからね。これだけを政策からははずすといふことは、どうも今の御説明を聞いてみて何か納得がいかない。これは大臣に質問するところかも知れませんが、三治さんとしては、これはきょう答弁ができなければ少し検討してもらわなければならぬところだと思ふのですが、どうですか。

○三治説明員 石炭産業が不況のために、他産業、他地域へ国としてそういう職業者対策をやるといふことでございしますので、悪い例かも知れませんが、井戸水をくみ上げてまた井戸へ返すといふのは、やはりどうも理論上できない。それからまたもとと極端なことをいへば、まず最初に農村から来て雇う。一年少したつて首を切る。そうすると三カ月たつて入る。それは一年間雇用奨励金をもらえる。それからまた半年くらいたつて首を切る。また二、三カ月たつて同じ人を雇うと雇用

奨励金をもらえるといふことで、どうも制度としても同じ産業に入るといふのは、一面そういう利点もあるかもしれないけれども、国の政策としてやる場合には、そういう同じことを繰り返されるということが可能な場合において、やはり私は不可能じゃないかといふふうに考えます。

○滝井委員 その場合には、一回雇用奨励金をもらった人は、他に炭鉱にこの次行くときにはもらえないのだといふことにしておけば防げると思ふのです。さいぜんの御説明によれば、たとえば昭和三十一年に、七万人首を切つて四万三千二百人雇用する、この場合におそらく半数以上といふものは農村からやつてきておるわけですね。そうして農村から来て、ようやく炭鉱になれたところで、炭鉱が閉鎖になつて首を切る、こういうことになれば、この農村から来た新しい労働力といふものをむしろ他山に入れようとする指導をした方が、雇用奨励金も出さなくて済むわけですね。そして、炭鉱の技術を持つてい

ら見ると、古水が回つておるような感じがする、どうもいふような感じがするんですが、これはなかなか議論の分かれるところだと思ふんです。実態をもう少し――三十二年で八万八千九百人雇用して七万六千人首を切つておる。それが今度は三十五年には四万五千二百人雇用して七万人首を切つておるという、この雇用と首を切つた関係とが――どの程度か一体炭鉱労働者かといふと、五割といふことでは、そうすると半分は回り水になつておるということですね。新しい人がいなかから来て、しばらくおつて、やはりその回り水になりながら今度は他の産業に出ていくのですから、それならば炭鉱から炭鉱、この政策を徹底して――雇用奨励金を出すとすることは、別な言葉で言へば石炭に補償金をやるのと同じです。そうすると、これは電力の社長さんが言つておつたように、それならば石炭にトン当たり五百円とか六

百円の補給金を出さない。それの方が早い。この解釈からいふと、それと同じ形が人間を通して変わった形になつておるだけですね。ここあたりは、今の実態から見ても非常に研究問題だと思ふのです。これはなおもう少しあなたの方その内容を分析をして、少し検討してもらいたいと思ふのです。私、これは一ぺん大臣の意見も聞かしてもらいたいと思ふのです。きょうはこれでやめておきますが、もう少し実態をよく検討して、資料をできれば出してもらいたいと思ふのです。

それからもう一つは、二万円という点ですね。現実には炭鉱労働者が広域職業紹介で就職した場合に、二万円以上と以下とは一体どうなつておるかといふことですね。私の知つておるのは、ほとんど二万円以下です。一万八千元が多いです。そして広域職業紹介で紹介を受けるときには何と言つておるかといふと、今私のところにはたくさん手紙が来ておりますが、職業紹介を受けるときは二万円以上といふことで行つた、ところが行つてみたら一万八千元で、内容はどうなつておるかといふと、残業その他がつくと二万円をこえるわけですね。いわゆる時間外の給与が入つて二万円をこえるわけですね。二万円という計算をするときに、本俸は一万八千元だ、ところが居残りその他がある、二万円になる、こういうときには、その二万円という限界といふものは、居残りその他も加えた手取りの給与で二万円となるのか、本俸でなるのか、こういう問題が出てくるんですね。

そこでまず第一点は、一体二万円を境にして、本俸で上と下とがどういふ関係で雇用されているか。広域職業紹介で、多分過去一万人くらい出ておつたと思ひます。多賀谷さんから今どのくらいか資料を出してもらいたいといふ御要求がありました。去年私が質問したときには、九州の事業団ですか援護会関係だけで一万人くらいやつておつたと思ひますが、その一万人の数で、本俸が二万円の上と下の比率ですね。それと今の、二万円といふときには、それは手取りでいくのか本俸でいくのか。

○北川説明員 まず一番初めの二万円という場合に、時間外労働、所定外の割増しが入るかどうかという点でございますが、入ると解釈いたしております。ただ、入ると解釈しました場合

に、基本給が非常に低いにかかわらず、残業が非常に長いということになります。これは不合理でございますので、二万円という保証をすることがなかなか困難でございます。従いまし

て、毎月きまつて支給する賃金というのを労働省で統計をとっており、それが、これは所定外が一割程度、そういう結果が出ておりますので、二万円という基準は、これはまだ詳細に詰めておりませんが、基準賃金が一万八千円、それに残業が一割程度ついて二万円、こういうことで一万八千円の基準給があれば二万円の月額を払うであ

らう、そういう認定をいたします。それから今度は、雇用奨励金の実際の支給にあたりましては、その認定を前提として、月々払われる賃金の総額、毎月きまつて支給される賃金の総額の四分の一を支給する、こういうふうに考えております。

第二点の、今までの広域、職業紹介の実績から見ても二万円というのはどうか、この点でございしますが、今までの実績は、まず平均で申し上げますと、三十五年に就職いたしました広域職業紹介のすべてのアベレージの賃金とい

ましては、約一万六千円でございます。それが十カ月たちましてそのときにどのくらいになったか、そのアベレージの計算をいたしますと、これが二万一千円程度に上昇いたしております。それから昨年、三十六年に広域職業紹介で就職しました者は、その間に

ベイス・アップその他賃金が一般的に上昇いたしましたけれどもございまして一万八千四百円、この程度になっております。それが三カ月後の調査時点では約二万五千円、この程度のレベル

になっております。そういうところが広域職業紹介の賃金の実態でございます。○滝井委員　そうしますと、平均して一万六千円ないし一万八千四百円程度ということになる、二万円以上の人はおそらく少なく、二万円以下の人が多い。平均でいけば半々ということになるでしょうが、五割は二万円以下だ、五割が二万円以上だ、こういうことになる、五割の人はこの恩恵に浴さない可能性が出てくるわけですね。残

業その他を一割加えるということになると、これはまたなかなか議論の分かれるところになるのですがね。そうすると、どうもこの二万円という基準を幾分下げなければならぬという形になる。下げるに炭労のいろいろゆる安定賃金というところにもならぬことになるわけですね。ここはなかなかむずかしいところで、僕もちょっと簡単に、

こうやったらよからうという結論をなかなか出せないのですが、これは実績ですから、これはもう少し何か合理的に、少なくとも炭労で今度東京に四千八百人ばかり陳情にきたわけですから、帰った人の報告によると、率直に言つて、宿屋に泊まつて朝散歩がて

らその付近の八百屋さんを見て回つたらしい。ところが東京の主婦の皆さんが、われわれのいなかでいえば一本十円か二十円の大根が八十円、その一本八十円の大根を買えずに、みなそれを半分とか三分の一とか四分の一とか

買っているのを見て帰つてきておるわけですね。とてもこれでは三万円ももらつても東京あたりには行けぬぞ、こういう結論になったのです。帰つた人は、みんな東京のあれを見ておるわけ

です。とても三万円以下では行けぬぞ、こういう形になっておるわけですね。そうすると、今度二万円以上だつたらその四分の一、五千円やるとい

え、事業主の方は実際は二万五千円、二万円は名目二万円、こういう形になってくるわけですね。だから私は、むしろこの際、労働省としては、炭鉱労働者を雇用する場合には、過去の実績は一万六千円とか一万八千円だけれども二万円を雇つて下さい、こういう勧告を何かをせざるを得ないのじゃないか。というのはどうしてかという

と、実は今私のところにも一つ手紙がきています。ところが今度この雇用奨励金が出るという新聞を見たわけですね。そこで、十二月にきた私たちが一体この対象になるだろうかという心配が出てきた。この前あなたと個人的に話したら、それはとてもだめだという。な

るほどこれは法律ですから、だめだと思ふのです。ところがその人たちは職業紹介を受けるときはどういう形で来たかという、あなた方は二万円にな

るんだというて来ている。来てみたら一万八千円です。そしてほかに居残り

その他がつくと二万円になる、こういう形になってきたわけですね。そこでその人たちがどういう考えを持ち始めたかという、最近神奈川県のある近郊

にはほとんど工場ができています。そして労働力が不足しているわけですね。そこでこの労働者の諸君は、率直に

いって、二万円以上くれるところに移りたいというわけですね。ところが、これが移れない問題がある。何かというパイプ・ハウスです。パイプ・ハウスに住んでおるわけですね。ところがパイ

プ・ハウスの所有権は、労働者が住んでおるけれども、これは私も初めて知つたのですが、所有権は事業主にあるのです。これに居住させる権利は事業主にある。労働者が今Aというパイプ・ハウスに入居して、一万八千円しか

くれぬから初めの約束と違ふ、だから私はこのAをやめて、お隣の新しくできた工場に行けば二万二千円くれるといつておるからこれに行きますと

言う、じゃ君パイプ・ハウスを出てくれ、こうなる。家がなければ行けないのです。だからその労働者は私に手紙をくれまして、名前を言つてその会社に工合が悪いからと言えませんが、何と書いておるかという、結局われわれ炭鉱労働者というものはタコ部屋に入つておると同じだ、住居権で制限されて奴隷労働にならざるを得ないと言つてきておる。これは私はその通りだと思ふのです。はるばる皆から見送られて、せんべつをもらつて、歓呼の

声に送られたわけではないけれども、神奈川県に出た。そしてパイプ・ハウスに住んで、行つてみたところが一万八千円で、二万円と約束が違つ

た、違つたので、これはやめて、新しい工場が隣にできるからそれに行きたいと思つても、君隣に行くならパイプ・ハウスを出てくれ、こうやられる

と行けない。それは西も東もわからないところに来たわけですから、こういう問題が出てきたわけですね。そこでこのパイプ・ハウスというものを簡単に事業主の自由にしてはいかぬ、やはり労働者が自由にいいところにかわる体制というものをパイプ・ハウスにも

とらなければいかぬ、ところがとられ

ていない、こういう問題が出てきた。

そこで今度の法律でこういうものが出てくると、この人たちはどういう意見になつてきたかという、もう一べん私たちは国元の田川に帰りたい、そして職業紹介をしてもらつて、今度はそのところに二万円で行くんだ、こういうのです。それはそれでよろしい。神奈川県に来て二カ月前三カ月前おれば、大

体神奈川県の実情はわかってくる。どんどん新しい工場ができてくる。そして来てみたら、労働力不足で引く手あまたです。福岡におるときは引く手あまたではなかったけれども、神奈川県に

来たから引く手あまたです。娘一人に婿八人です。今度はこのうちが売手市場になった。向こうにいるときは

買い手市場だったけれども、こっちに

来たから売り手市場なんです。だからこれをやりたい、こういう要求が出てくることは自然の姿だと思ふ。資本主義の社会における労働力が商品として

需要と供給の関係で流れていくとすれば、自然の姿だと思ふ。それを今度は今言つたパイプ・ハウスその他で

締められてくるということになると、これは低賃金をくぎづけすることになると思ふのです。こういうことを一

体どう打開をしていくかということ

です。○北川説明員　今の移動宿舍の貸与要件につきましては、少し誤解があると思ひます。移動宿舍はなるほど事業主

に貸しますけれども、炭鉱労働者を五名以上雇つておれば、今の業務方法書でお貸しすることが出来ます。先ほど

申し上げましたように、昨年の秋の閣僚会議の決定、それからことしの予算

で、住宅対策として非常にふんだんの

ワケをとつておりますので、予

算が足りない、ワクがないからお貸ししないというのではなくて、要件さえあればお貸しできると思います。

それから今の場合に、川崎ないしは横浜でAという会社に炭鉱離職者が勤めておられて——それは転々とおかわりになることは望ましいことではありませぬけれども、Aという会社が安定所の紹介と違つて二万円が一万八千円だ、こういうことでおやめになつて、そのままBという会社におかわりになる、Bという会社が炭鉱離職者を五人以上雇つておれば、これはパイプ・ハウスがお貸しできる、こういうことです。従いまして、わざわざ田川までお歸りにならなくても、五名かたまつてそこへ雇われておるような事業主においでになるならば、パイプ・ハウスはお貸しできるのであります。

○滝井委員　だから今度はどういふ問題が起つてきつたかといふと、やはり私に手紙をくれて、一つわれわれは事業主と団体交渉したいといふ約束が違ふじゃないか。だからわれわれは団体交渉をして、今度は次の事業主に一月一日に雇われる形をとるから、この法律を適用してくれといふ。それは今度は炭鉱離職者になるのですから、またやめてしまへば。だから一応田川に帰るといふのは、炭鉱離職者の形態をとらなければいかぬから歸るといふわけですよ。神奈川県に來て一カ月か二カ月すると、事情がわかる。どんどん隣へ工場ができていますから、そして労働者募集といつていふのですから、パイプ・ハウスも一緒に団体交渉して、事業主からこつちへかえてもらおう、こういう問題が出て來つた。新聞を見てそうしなけ

ればならぬと思ふが、どうであらうかという相談が來ておるわけです。だから私たちとしても、これはなるほど重要な問題だといふことを考えざるを得ない。ところが今五人一緒になつておつても、Aという事業主にパイプ・ハウスを貸しておるのですから、隣に行きたいと言へば、君らは出て行け、こゝ言われるから、住居権を侵害されて出て行けない。だから私たちはこのままなら奴隷です、こゝなつていふ。奴隷でなくなるためには何とかしなければいかぬ、こゝいう氣持をやつぱりこの法律といふものが起こさせているわけです。これはなかなか北川さんたちが思ひも及ばぬことが現実に——私もこの手紙をもらつてなるほどそうだと思つた。だから十二月に來た人は、もう一ぺん歸つてやり直したいと思ふ、そうすれば事業主も得だし私も得だ、だからこの合意は成り立つと言ふのです。こゝいう問題がある。これはあなた方だけでなくて、なお大臣が來てから少しやらせてもらわなければならぬところです。

十二時半になりましたから、こゝらでやめておきましょう。

○岡本(茂)委員長代理　明日は午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会